



# 横浜合同法律事務所

ニュース

よこはまごうどうほうりっじむしょ

## 暑中お見舞い申し上げます



26年5月1日メーデーのデモ行進を終えた事務所の弁護士と所員（横浜公園で）

### ●弁護士

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 畑山 穰  | 関守麻紀子 | 浅川 壽一 | 石崎 明人 |
| 川又 昭  | 西村 紀子 | 宋 惠燕  | 鈴木 啓示 |
| 根岸 義道 | 太田 啓子 | 田井 勝  | 海渡 双葉 |
| 小口千恵子 | 近藤ちとせ | 北神 英典 |       |
| 中村 宏  | 田渕 大輔 | 高橋 由美 |       |
| 高橋 宏  | 中村 晋輔 | 清水 俊  |       |

### ●事務局

|       |       |
|-------|-------|
| 塚本 洋子 | 中村妃奈子 |
| 渡部 健二 | 柳原 康雄 |
| 森下 純子 | 高木麻美子 |
| 塩見 祐  | 大田 順子 |
| 石栗ルミ子 | 大沼 恵  |
| 山本 明子 | 星野 知英 |
| 吉田 幸穂 | 藤谷 同子 |

横浜合同法律事務所 〒231-0021横浜市中区日本大通17番地 J P R横浜日本大通ビル 8階 TEL045-651-2431 FAX045-641-1916

<http://www.yokogo.com>

# 最悪のシナリオ「TPP」

弁護士 小口 千恵子



TPPの本質は、①例外なき関税撤廃、②国民生活を守る制度も企業参入障壁なら撤廃、これらに、③毒素条項と呼ばれるISD条項が組み込まれていることである。

## 米韓FTAはお手本

米国は、TPPによって米韓FTA以上の成果を得ると公言している。

韓国では、FTA締結前、工業製品の輸出が韓国の繁栄につながり、安い農産物が輸入され、国民の暮らし向きが良くなると言われていた。

しかし、締結後、その内容を知って驚愕することとなる。例えば、米国の安全基準をパスした車はそのまま輸入できることとなつて韓国の排ガス基準が引き下げられる結果となり、また、

締結後にBSEに感染した牛が見つかったが輸入禁止できないなどの事態となつた。そして、手厚い保護がなされたものの、農業は壊滅的打撃を受けた。

## ISD条項による

### 国家主権の侵害

ISD条項とは、投資家の活動を阻害する法律や制度や慣行を除去するために国や地方公共団体に損害賠償を求めて訴えることができるという条項である。

カナダは、人体に有害な神経性物質MMTを石油製品に混ぜることや売ることを禁止したところ、米国の石油会社はISD条項を使って訴えカナダは1000万ドルの和解金を支払った。

メキシコが米国の廃棄物処理の会社に地下水が汚染されるとして埋め立てを禁止したところ、メキシコが1670万ドルの支払いをさせられた。

ドイツ政府が福島原発事故後脱原発の政策を打ち出したことに対してスウェーデンの電力会社がビジネスの機会を奪われたとしてISD条項で損害賠償請求した。

国や地方公共団体の政策や制度は相互に助け合い支え合う社会を形成するために必要なものである。しかし、人々の命を守るセイフティネットまでもが企業活動を邪魔するものだとして撤廃に追い込まれてしまう。

## 企業の飽くなき

### 利益追求に対して

米国は、原材料や国産品などの表示の撤廃を求め、残留農薬基準や食品添加物基準、成長ホルモン使用やジャガイモの発

芽抑制の放射線照射などについても、安全性より企業利益を考慮している米国基準に合わせるように要求している。そして、労働基準・環境基準・医療基準もすべて企業の立場からの要求がなされている。

一握りの富裕層に与した政府やマスコミに踊らされることなく、人々の生活を守り命を守り、そして農業や国土や環境を守るために、米国に従うのではなくTPP交渉から撤退する道を進んで行きたいと思う。



# 横須賀基地の 銃刀法違反事件

弁護士 高 橋 宏



本年6月10日、神奈川平和委員  
会等12の市民団体は、元米海軍横  
須賀基地司令官デビッド・オー  
エン大佐などを、銃刀法違反容疑  
で告発しました。

これは、昨年8月3日の米海軍  
横須賀基地の基地開放イベント  
「フレンドシップデー」における  
米軍兵士による銃砲の「貸し付け」  
の事実等を告発し、処罰を求めた  
ものです。米軍兵士は、米軍の本  
物の重機関銃や所持していた狙撃  
銃などを、来場した小学生を含む  
一般市民に、肩ベルトを外して手  
渡すなどして、その支配下に置き、  
それらに触らせ、標的に向かって  
スコップをのぞき込んで構えさせ  
る等を体験させていました。

米軍は、市民団体の公開質問に  
対して、「来場者の一部の日本人  
(お子様を含む)の方々の求めに  
応じて」行っていたとコメントを  
しました。しかし、重機関銃が置  
かれていた通路のところには、「よ  
ろしかったらチップをお願いしま  
す」と記載された箱まで設置され  
ており、とても、「求めに応じて」  
行った等というものではありません  
でした。

また、これらの「貸し付け」等

を行ったのは、米海軍、海兵隊の  
施設整備等を任務とする米海兵隊  
艦隊対テロリスト支援部隊(F A  
S T)の兵士でしたが、これは、  
米海軍作戦部長(米海軍大将)が、  
直接、指揮命令する部隊でした。  
当時、米海軍作戦部長であったの  
は、ジョナサン・グリーナート大  
将ですが、同人は、第2次安倍内  
閣が、発足以来、集団的自衛権の  
解禁に執念を燃やしていた際、こ  
のイベントの2ヶ月前である昨年  
5月23日に、米海軍作戦部長とし  
て、日本の集団的自衛権の解禁を  
期待する旨の発言を行って、我が  
国の集団的自衛権をめぐる問題に  
積極的に干渉しています。

小銃や機関銃等を貸し付けて、  
簡単な操作までを許す行為は、小  
学生を含んだ市民に、銃への関心  
を刺激して、市民が銃を所持する  
動機や端緒となるおそれがありま  
す。また、銃の所持を厳しく規制  
している我が国において、米軍が  
市民に対して行うこのような行為  
は、海外で戦争が出来る国づくり  
の一環ともなりうるものです。決  
して、許してはならないと思いま  
す。



# 自衛隊機の夜間飛行を差止め！

## 第4次厚木基地爆音訴訟判決

弁護士 関 守 麻紀子



5月21日、第4次厚木基地爆音訴訟の判決が、横浜地裁で言い渡されました。

「毎日午後10時から翌日午前6時まで、やむを得ないと認める場合を除き、自衛隊の使用する航空機を運航させてはならない。」裁判長が判決文を読み上

げました。行政訴訟で、自衛隊機の夜間飛行の差止めを国に命ずるといふ、画期的判決を得た瞬間でした。

① この訴訟は、平成19年12月、厚木基地の周辺に居住する約7000名の住民が、自衛隊機と米軍機の差止め、及び、軍用機

の爆音による被害の賠償を求めて、行政訴訟と民事訴訟で訴えを提起したものです。

昭和51年に第1次訴訟を提訴してから約40年、「平和で静かな空を返せ」という住民の願いが、一部ではありますが、ようやく、聞き届けられました。

もつとも、米軍機については、これまでと同様、高くて厚い壁に阻まれ、差止めは認められませんでした。

裁判所は、住民に被害を及ぼす騒音の大半は米軍機が発するものであり、米軍機を差止めない限り住民の被害は解消されない、という事実を認めながらも、我が国は米軍の活動を制限することができない、というこれまでの裁判所の理屈を踏襲し、米軍機の差止めを否定しました。

② 米軍機の差止めは認められませんでした。が、それでも、この判決を「画期的な判決」であると評価します。このことで、軍用機の運航を差し止めることがどれほど大変なことであったかがわかりただけかと思えます。この判決は、厚木基地のこれまでの裁判のみならず、嘉手納基地、普天間基地、横田基地、小松基地、岩国基地のいくつもの裁判のたたかいの積み重ねの末に、基地被害に苦しむ



26年5月21日 勝利判決に笑顔の関守・海渡両弁護士



26年5月21日 勝利第一報掲げる海渡弁護士  
(左・横浜地裁前)

住民が、ようやく手に行き届くことができたものなのです。

③ また、損害賠償の点でも、損害賠償の金額がこれまでの水準を大きく上回るものとなり、前進しました。とくに、うるささ指数95W以上の地域の住民については、請求金額の金額が認められるという大きな成果を得ました。

判決は、騒音による身体的被

害については因果関係の立証がないとして認めなかったものの、睡眠妨害は健康被害に直接結び付きうるもので相当深刻であることを認め、騒音による生活妨害や、騒音にさらされることによるいらだち、健康を害されることに対する不安、航空機事故の不安などの精神的苦痛も軽視することのできない被害であることを認めました。そして、

個々の被害が相互に関連し有機的に結びついて、全体として、住民の生活の質を損なわせている、と述べました。原告らの被害の実態をとらえようとした姿勢が現れた判示といえると思います。

④ 米軍機という課題は残るものの、自衛隊機差止めという判断を得たことで、私たちは新たな出発点に立つことができました

た。  
被告国が控訴し、原告らも差止請求について控訴しましたので、今後は東京高裁で審理が続けられます。一審判決が残した課題を克服し、基地被害解決の一步となる判決を得ることができよう、原告団、弁護士団は、みな一丸となって引き続き取り組んでいくことを決意しています。

## 大連律師協会訪問

「細くても確かな無数の友好の  
賭け橋の1本になれるよう」

弁護士 西村 紀子



① 横浜弁護士会国際交流委員会、今年5月15日(18日まで、中国の大連律師協会を訪問してきました(律師とは、中国の弁護士のことです)。

横浜弁護士会の国際交流委員会では、中国の上海の律師協会、韓国の水原の弁護士会とそれぞれ友好協定を締結し、定期的に

交流をしているほか、今年2月には、インドネシアの弁護士会の訪問なども行っています。互いの国の法制度についての見聞を深めるほか、何より友好を深めることに、とても意義があると思えること、とできる交流を

② 今回、中国の上海ではなく、

大連を訪問することになったのは、特別な事情があります。横浜弁護士会に、大連出身の中国事務弁護士の方(「T先生」とします)が所属していて、とても熱心に国際交流委員会に出席し、そして、大連律師協会を訪問することを強くすすめてくれたのです。

折から、尖閣諸島問題もあって、上海との交流が微妙になっていたのですが、この状況で、T先生が反日なんて一切心配ないので(大連は中国の中でもとても親日的な町です)是非にと太鼓判を押してものすごく熱心に企画立案をしてくれたため、国際交流委員会の委員7名が、いわばT先生に引っ張られるような形で、大連を訪問することになりました。

③ 初日に大連に到着した際には、大連律師協会の会長が空港で出迎えてくださり、花束贈呈。その後、訪問団は、ホテルに荷物を置いてから、大連律師協会を訪問し、出席した10名の中国

人弁護士達と、それぞれの法制度、弁護士会の制度についてのざっくばらんな意見交換をしました。若手弁護士の教育体制、弁護士会の体制問題等々、弁護士制度において関心をもつところは共通していることを実感しました。

際立っていたのは、半数近くが日本に留学経験があるなどで日本語が相当に堪能であるということでした。

その後の歓迎会では、中国の高アルコール度数名酒(?)の



26年5月17日白玉山塔下の展望台にて(旅順口を背景に)

白酒(バイジウ)をたくさん飲む羽目になり、大変な思いをしました。が、それも含めて、中国の弁護士達と友好を深めるとも良い思い出になりました。

この歓迎会では、とても感動的な場面もありました。訪問団の一人の弁護士は、日本の大学で教鞭をとっていたことがあったのですが、今回の大連側から出席してくださった女性律師の一人は、まさにその大学に留学していてその弁護士の教え子であったとのこと。十数年ぶりの感動の再会となり、お互いの喜びようだったなかつたです。

翌日2日目は、大連の律師事務所を訪問し、意見交換。その後は、大連金州新区(中国の経済特区の一つです)の役所の企業誘致機構の日本担当の方からお話を伺い、さらに現地の日本企業の訪問、その翌日3日目は、水師営、203高地、東鶏冠山、白玉山等の史跡巡りをして、翌日帰国となりました。

④ 3日目の食事時、T先生が、自分がなぜ、今回の大連訪問を企画したのか、について話をしてくれました。T先生は、日中

友好を目的とする会の神奈川支部に所属されているようなのですが、悩みどころとしては、出席する会員が、中国側は若い人もいるのだが、日本側は若い人がほとんどいない。このままでは、将来、日本人と中国人とが話がでなくなるのではないかと危機感を抱く様になった、だから、若い人達にも大連に来てもらう企画をしたかったということです。

だから、こんなに熱心に企画をしてくださったのかと、大連での律師協会との連絡、様々な訪問先との連絡、旅行会社とのやりとり、ホテルや食事のお店など、すべてに念入りな、素晴らしい企画で、訪問中、本当に感激の連続だったのですが、こんな手間暇かけた企画は、このような日中友好に対する思いからだだったのかと、改めて考えさせられました。T先生のおかげで、私達訪問団は、中国でも新たな出会いを経験して、友好が生れましたし、予期していなかった感動の再会

もありました(なお、ビジネスの着想を得て、交流を深めるようになった弁護士もいたようです)。

国家間の問題では、綺麗事ですまない問題もあるでしょうが、現在のような情勢にあつては、一層、交流の機会を作り、友好を深めていくことが重要なのだと、改めて実感しました。

T先生の心意気に少しでも答えられるよう、細くはあつても確かな日中(中日)友好の掛け橋になっていくことができればと思います。





# 「集団的自衛権行使容認」 をめぐる政治情勢

弁護士 太田 啓 子



この原稿を書いているのは、

通常国会の会期末の6月22日の数日前です。現状でははっきりしませんが、今年の通常国会は、「今の憲法では禁じられている集団的自衛権行使を認める方向に大きな舵を切った」として歴史に残る国会として記録されることになるかもしれません。歴史の大きな転換点に私たちは立っています。もちろん、非常にきなくさい方向へ、です。そんな大げさな、何でもすぐに戦争の危機と結びつけて騒ぐ「人権派」の悪い癖だ、とお思いたるでしょうか？ そう思いたらどんなにいいだろうと心の底から思います。今私が書いていることにぴんとこないという方が、30年後、あれが正しかったと、苦い後悔で振り返るようなことにならないよう願ってやみ

ません。

そもそも、「集団的自衛権」という言葉の意味を正確に知っている方は何割くらいいらっしゃるでしょうか。漢字の雰囲気から、「『集団』で、つまりアメリカとか他の国と一緒に」「日本」という「自」国を「衛」る」というように誤解している方も少なくないと感じます。集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する攻撃に対し、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」です。今の憲法は、「集団的自衛権行使を禁じている」と政府もずっと解釈してきましたし、論理的に他に解釈しようがないのですが、安倍総理は、今の憲法のままで、集団的自衛権の行使はできるというふうに解釈を変えようとし

ています。そのための閣議決定を今会期中にするのかどうか焦点になっていますが、今国会が終わった後でも閣議決定はできますので、別に今国会会期中に閣議決定がされなかったから危機が去ったともいえないのです。

集団的自衛権行使が可能だったらどういうことが起きるのか。もしイラク戦争の前に改憲して、集団的自衛権行使が可能になったのなら、日本のイラク戦争への関与は全く違っていただしょう。具体的には、日本人に多くの死傷者が出たでしようし、イラクやその友好国・民族から日本・日本人が憎まれ、テロの標的になるリスクが増していたでしよう。それを上回るメリットが本当にあるのでしょうか？

集団的自衛権行使については、推進論者は必要性和メリットばかり強調します。しかしどんな政策でもそうでしょうが、リスクやデメリットもあるはずで。本来政府はそれについても透明性高く説明し、そして憲法改正手続（国会の発議、国民投票という二段階）によって、主権者である国民に、憲法を変えるかどうかについて判断を委ねるべきなのです。世論調査では集団的自衛権行使に反対、慎重な意見が多いです。それなのに安倍政権は、憲法を変えるかどうかについて、国民に判断させようとしません。国民投票も経ずに、政府が解釈を変えるという形で実質的に憲法を変えて集団的自衛権行使を可能にしようとしています。法律家の末席に名を連ねる者として、自分の国がこんなに法治国家として後進国だったとは、悲しくてなりませんし憤りを抑えられません。

関心を持つことこそが力になります。憲法をめぐる政治情勢に、主権者として、関心を持つて下さい、知ろうとして下さい。

関心を持ち続け、おかしいと思ったら違和感を表明してください。「この憲法が国民に保障

する自由及び権利は、国民の不断（ふだん）の努力によって、これを保持しなければならな

い。」という憲法12条に書かれていることを今ほど重く感じることはありません。当事務所の

弁護士も、憲法学習会講師として尽力していますので、よかったらぜひお声かけ下さい。

# 平和のためにみんなで歩こう！

## 弁護士会パレードに参加しました！

弁護士 近 藤 ちとせ



横浜弁護士会では、6月17日、正午から「集団的自衛権容認に反対する弁護士パレード」を行いました。今回は、この弁護士パレードの様子を中心に、横浜弁護士会で私たち横浜合同法律事務所の弁護士も参加している、憲法を守るための活動についてご報告します。

### 20年以上ぶりのパレード実現

横浜弁護士会でパレードを実施したのは、なんと20年以上ぶりということでした（前回がいつであったのか、私も弁護士になる前なので分かりません）。

パレードには、100人以上の弁護士と、また、100人ほ

### 横浜弁護士会の

### 憲法問題対策本部

どの市民や法律事務所の事務局さんたちが参加しました。「みんなとのるん」という横浜弁護士会のキャラクターも駆けつけ、参加者は、色とりどりの風船を手持って、弁護士会のリーフレットを配りながら、横浜スタジアム前の横浜公園から、伊勢佐木モールまで歩きまわりました。シュプレヒコールこそはしませんでした。横浜弁護士会の歴代会長や副会長が、集団的自衛権の問題点をマイクで語りながら、30分ほどの道のりを歩きました。

今回、パレードを企画したのは横浜弁護士会の憲法問題対策本部でした。この本部は、今年の4月1日付で60人ほどの委員で発足した新しい組織です。横浜合同法律事務所からは、関守弁護士、北神弁護士、太田弁護士、宋弁護士、と私などが参加しています。

憲法問題対策本部は、いま、月に2回ほどのペースで、集団的自衛権の解釈による容認に反対する街頭宣伝を行い、本部や日弁連が作成したリーフを配っています。また、毎月1回のペー

朝8時から関内駅や桜木町駅などでリーフを配る街頭宣伝は、夜おそくまで仕事をしている身からするとかなり辛いですが、いまがんばるしかないと思います。なるべく参加するようにしています。

### 集団的自衛権の

### 解釈改憲の問題点

このように、横浜弁護士会が重い腰を上げて、パレードを企画したり、連続的に街頭宣伝やシンポジウムを行っているのは、私たち弁護士が、集団的自衛権を巡る解釈改憲の情勢に、強い危機感を感じているからです。

集団的自衛権について、憲法の明文を改正して容認しようとする動きにつづき、今年になってからは、もっぱら憲法の条文を変えずに、解釈だけを変更して行使を可能にしようとする動きが強まっています。



集団的自衛権については、皆さんもご存じの通り、これまでの政権は一貫して、憲法9条の認める必要最小限度の範囲を超え、憲法違反であるとの見解をとってきました。ところが、安倍晋三首相は、昨年夏に、これまでの憲法解釈を支えてきた内閣法制局長官の首をすげかえ、憲法解釈の変更へ大きくカジを切り、ついには、集団的自衛権は憲法9条の認める必要最小限



26年6月17日横断幕をもって行進する鈴木弁護士(左)

度の自衛権の範囲であると閣議決定するだけで、これまで積み上げられてきた解釈を全てないものにしようとしています。憲法は、国民に基本的人権などを保障することで、権力者による権利濫用から国民を守る重要な装置であるというのが日本国憲法を貫く、立憲主義という考え方です。そのために、憲法改正に必要な厳格な手続き(各議員の総議員の2/3の発議や、国民投票)を定め、その手続きなしに、憲法を改正できないようにしているのです。それなのに、手続きを踏むことなく、閣議決定などという簡易な方法で憲法の内容を実質的に改正することは、まさにこの国民を守るためにある憲法の役割を無視し、立憲主義に反し許されません。そのように多くの弁護士は考えているのです。

### 集団的自衛権は私たちの子ども世代、孫世代を戦場に駆り立てる

最後に、集団的自衛権については、東アジアの情勢が悪化しており、他国が日本の離島や国

土を侵犯しようとするのに対応する必要があるとか、アメリカのような同盟国に対して攻撃を加えたときに、これに反撃するための権限として必要だ等という説明がなされています。

しかし、そもそも、日本の離島や国土の侵犯があれば、それは個別的自衛権の問題であり、何も憲法に違反する集団的自衛権を認める必要性はありません。また、攻撃にまで至らないグレーゾーンについては、海上保安庁や警察などがこれまでも対応してきましたし、今後も対応が可能であると思っています。

さらに、アメリカのような同盟国が攻撃された場合に、共同して反撃する必要があるという点については、過去に集団的自衛権が行使されてきた事案を見れば、本当に日本が同盟国を守るために反撃する必要がある場面は、ほとんど無いことが分かります。つまり、これまでの集団的自衛権の行使事例としては、アメリカによるベトナム侵攻や、ソ連によるチェコスロバキアへの侵攻がありますが、これらはいずれも、アメリカやソ

連という大国が小国に内政干渉をしたところ、反撃を受けたのでこれに対して集団的自衛権を行使したものです。集団的自衛権という名の下に、内政干渉の片棒を担ぐため、日本の若者が戦場に駆り立てられるなどというのは、本当にあつてはならないことだと思っています。

今後も、横浜弁護士会の憲法問題対策委員会の活動を通じて、集団的自衛権の容認を許さないために動いていきたいと思っています。



26年6月17日横弁のマスコット「みみんとのるん」

# 護衛艦「たちかぜ」イジメ自殺訴訟

## 東京高裁での逆転勝利

弁護士 田 淵 大 輔



① 2006年4月5日に提訴した護衛艦「たちかぜ」イジメ自殺訴訟は、本年4月23日、東京高等裁判所において、1審判決を変更する逆転勝利の判決を得ることができました。この裁判は、護衛艦「たちかぜ」に乗艦していた1等海士が、先輩の2等海曹から執拗なイジメを受け、幹部たちもイジメを放置したため、1等海士が自殺へと追い込まれたことについて、2等海曹や幹部たちの責任を追及するものでした。1審判決は、2等海曹のイジメや幹部たちの指導監督義務違反について違法性を認め、さらにイジメが放置され1等海士の被害が続いたことが自殺の原因になったと認定しながら、自殺について予見可能性は認められないとして、自殺との相当因果関係を否定しました。

今回の東京高裁の判決は、自殺との相当因果関係を否定した1審判決を変更し、自殺との相当因果関係を全面的に認めるものでした。

② 1等海士は、自殺する約1ヶ月前から自殺を考えていることを口にしており、複数の同僚が1等海士は自殺するかもしれないと危惧を抱いていました。1等海士の自殺は、周囲の隊員が現に予見していたことでした。ところが、1審判決は、2等海曹や幹部たちが、1等海士が自殺を考えていることを現に認識しておらず、1等海士が自殺を考えていることは「たちかぜ」艦内において共通の認識にもなっていないかったとして、自殺の予見可能性を否定しました。被害者が自殺に及ぶ危険を、加害者や幹部たちが現に認識していない限り、責任を負うことはないとするに等しい判決であ

り、極めて不当な判決でした。

これに対して、東京高裁の判決は、幹部たちが必要な調査を行えば、イジメの実態や1等海士が自殺を考えていることを把握することはできたとし、必要な調査を行えば得ることができた情報も加えて、自殺の予見可能性を判断しました。東京高裁の判決は、幹部たちが、1等海士が自殺を考えていることを現に認識していなかったとしても、責任を免れるものでないことも述べており、自殺の予見可能性を、まさに「可能性」の水準で認めるものでした。

③ この裁判では、1審判決後、現役の幹部自衛官が、国による文書の隠匿について内部告発を行うという信じられない出来事が起きました。内部告発を行った幹部自衛官は、1審で国の指定代理人を務めた3等海佐でした。3等海佐が、国による文書の隠匿を公にすることで、多くの証拠が裁判所に提出されました。そして、新たに提出された証拠によって、東京高裁での逆転勝利が実現しました。この3等海佐こそ、東京高裁での勝利の最大の立役者と言っても過言ではなく、心からの感謝と敬意を表したいと思います。東京高裁の判決は、この問題に関し、2点の重要な証拠について国による文書の「隠匿」があったと認定し、違法性を認め、1等海士の自殺による損害とは別に、損害賠償を命じました。内部告発を行った3等海佐に対しては、自衛隊内部で懲戒処分手続が進められようとするなど、非常に緊迫した状況が続いていました。そのような状況の中、国による文書の「隠匿」が東京高裁の判決の中で正面から認められたことには、非常に大きな意義があり、東京高裁の判決を受けて、海上自衛隊は、3等海佐について懲戒処分を行わないことを決定しました。

④ 東京高裁の判決は非常に素晴らしい内容でしたが、それで

も、亡くなった1等海士が戻ってくるわけではありません。一度失われた命を取り戻すことはできない以上、自殺は防止することが何よりも強く求められます。

す。その意味で、東京高裁が、自殺を防止する責任を負う者は、被害者の置かれた状況を把握することに努めた上で自殺防止の措置を講じる責任があり、

知らなかったでは済まされないということを明確に示したことは、自殺防止を徹底するという観点から意味のあることだったと考えています。防衛省・自衛

隊には、今回の判決を教訓として、自殺は絶対に防止するという強い決意の下、自殺防止に向けた取組を徹底的に講じることが強く期待します。

## 横浜市河川改修住民訴訟

### 判決に対する疑問

弁護士 中村 晋 輔



横浜市は、今井川流域の浸水解消のため、JR保土ヶ谷駅付近の鉄道交差箇所（橋の架替工事をJR東日本に委託し、国と神奈川県から補助金の交付を受けました。この委託工事については、台風被害などによる工事の遅延が発生して、横浜市からJR東日本に支払われた委託料と工事の出来高との間に大きな差額が生じたことが判明したため、横浜市は過大受給していた補助金を国と県に返還するとともに、加算金を支払いました。

これに対し、横浜市が支払った加算金は、当時の中田宏市長や横浜市職員による違法な行為

によるものであるとして、住民訴訟が提起されました。本年3月、横浜地方裁判所（佐村浩之裁判長）は、中田前市長の過失は認めない一方で、工事の検査を行った担当職員2名について重大な過失があったとして、担当職員2名に対して合計約1億6000万円の賠償請求をするよう横浜市に命じました。

個人では到底支払うことができないような巨額の賠償金支払いを、担当職員のみに対して命じた判決に大いなる疑問を感じざるを得ません。今回の委託工事についての再発防止委員会では、管理職が担当職員任せにし

て、組織としてのチェック機能が働かなかつたとしていますので、担当職員のみには責任を課すべき事案ではありません。工事出来高検査調査の評定欄の「可」に丸をつけることも出来たと

して、担当職員が評定欄の「良」に丸をしたことをもって、重過失を認定したことも疑問です。市を被告とする訴訟構造において、担当職員が十分な反論・反証ができていたのか、担当職員が一個人として実質的な防御ができていたのかも疑問です。

横浜市は、この判決を不服として控訴をしています。仮に判決が維持されるようなことに

なると、今度は、横浜市長が担当職員に対して賠償を命じなければならず、支払いがなされない、横浜市が担当職員を被告として訴訟を起こさなければなりません。現在係争中の東京都国立市の事例もそうですが、平成14年の住民訴訟制度の改正がなされたこと（地方自治法242条の2第1項第4号・いわゆる新4号訴訟）の弊害が横浜市においても現実化しています。



今井川と改修工事現場



# 安倍政権、教育改革のねらい

弁護士 浅川 壽一



## 一 教育改革の大枠

入稿時の平成二六年六月中旬、教育委員会制度を見直す法律の審議が大詰めを迎えています。この改正案のポイントは、①自治体は、首長と教育委員で構成される「総合教育会議」を設ける。②首長は総合教育会議での協議を経て、教育新興施策の「大綱」をつくる。③教育委員長と教育長を一本化、新「教育長」を置き、首長が直接任命と罷免をすることができ。④緊急時だけでなく、いじめ防止なども、文部科学大臣が是正指示することが可能となる、というものです(平成二六年六月十一日、朝日新聞より)。

## 二 改革の問題点

さて、改正案が実現した場合、どのようなことが起きるでしょうか。まず、従前問題視されていたことに、いじめ事件への対応がまずかった点が挙げられています。この点は、政府や首長が積極的に介入し、迅速な対応が可能という形に改められるかもしれません。しかし、教育の内容に対しても、政治の介入が行えることとなり、大きな問題があります。

そもそも、戦前は、教育が統制されていました。国のために命すら捧げることは、何の不思議にも思わなくさせる、そんな教育が行われていたのです。戦後、この反省から、政治が教育に介入できないような仕組みを

つくったのです。ところが、いま、この戦後の反省の上で作られた制度が、大転換されようとしています。

いじめ問題への対策であれば、教育委員会の活性化だけで済んだでしょう。しかし、さらに進んで、首長の権限が強化され、政府も是正指示が可能となるということまでやろうとするのは、何らかの意図を感じざるを得ません。

## 三 安倍政権の狙い

結局のところ、私が思うのは、安倍政権は教育も「戦争をする国づくり」の道具にしようとしているということです。集団的自衛権に関する憲法解釈を見直し、日米の軍事一体化をすすめ、

防衛装備という名での武器輸出を緩め、離島奪還といったながら自衛隊に敵地攻撃能力を持たせ、愛国心の名のもとに政権に反対する人間へは非愛国者とのレッテルを張り、軍事大国をめざす国の施策に対して賛同する人間ばかりを作り上げる教育を行う。秘密保護法の制定も、防諜という点では、軍事強化に資するものです。

ふと気がつけば、戦争をすることに異を唱えるのが、難しい世の中になってしまっている。私たちの子供たちが、そんな世の中に暮らさねばならない。本当に、それで、よいのでしょうか。



# 「これでわかった！ 超訳 特定秘密保護法」

(岩波書店) 異例の売れ行き

弁護士 宋 惠 燕



① 2013年12月6日、圧倒的多数の反対の声を無視し特定秘密保護法が可決されました。そして、今年12月までに施行されることになっています。この法律は、秘密の範囲が限定されていないこと、秘密を扱う人のプライバシーを侵害すること、表現の自由を萎縮させること、違反者に対して重罰を科すこと、外国政府に対しては簡単に秘密を提供するのに、国会議員は秘密を知ることが困難であることなど様々な問題点があります。

た。このときの様子が、同月8日の朝日新聞の天声人語でも紹介され、出版後わずか4日で重版がきまり10日には、3刷も決まるなど売れ行きは好調です。

② 明日の自由を守る若手弁護士会とは、自由民主党の「日本国憲法改正草案」の内容とその怖さを、広く知らせることを目的とする、若手弁護士の有志の会で、会員数は320名を超えます。

特定秘密保護法が可決された日、明日の自由を守る若手弁護士の会が発表した声明では、「『この法案やばくない？』と感じたその感覚と、私たちがバカにした政府与党への怒り、そしてその結集が、確実に政府与党をビビらせたことを決して忘れないで、自信と希望を持って、一人ひとりがアクションを起こし続けること。権力にとって、いつまでも『めんどくさいヤツ』であり続けること。それがこの国で誇りを持つた人間として生き続ける上で何



26年6月5日 出版記念パーティ 表参道カフェにて

よりも大切なことです。そしてそれは、この国と社会を引き継ぐ子ども達に対する責任でもあります。

子どもの未来を案じる思いを、今回の強行採決に対する怒りや悔しさを、行動する力や共同する力へ変えて下さい。」とあります。

③ 法律は可決されましたが、この法律の施行を延期や改正を

# 日産事件判決と労働法制 改悪の問題について

弁護士 田井 勝

## 1 3月25日の敗訴判決

① 日産自動車期間工・派遣切り事件について、本年3月25日、横浜地裁第7民事部は、原告労働者側の訴えを全て棄却する不当判決を下しました。

2009年3月、日産自動車は国内約12000人もの労働者を解雇しました(そのうち、期間工・派遣労働者は約8000人)。この解雇に対して、神奈川の日産自動車や日産車体の工場等で働いていた原告5名が

求めたり、あるいは、裁判で争う方法など、この法律を争う手立てはありません。是非、この本を読んで、今から、また、運動を盛り上げていただきたいと思っています。

なお、学習会などでまとめ買いをされる場合には、下記まで

お問い合わせください。  
岩波書店ブックオーダー係

☎ 049-1287-5721

☎ 049-1287-5742

● お問い合わせの際は最終確認欄のオーダー番号をお知らせ下さい。  
● 書籍購入以外のお問い合わせ

はご容赦下さいませ。

● FAXは24時間受け付けております。

● お電話によるお問い合わせは月曜(金曜(祝日・社休日を除く) 9:00

17:00とさせていただきます。

勝



解雇無効と職場復帰を求めて本訴提起し、現在まで争ってきました。

原告5名の当時の雇用形態はいずれも、期間工や派遣社員という不安定な立場でした。でも、原告らのほとんどは、5年以上もの間、同じ現場で、正社員と同じ内容の業務を続けていました。彼らの雇用継続への期待は、正社員と同様に保護されるべきです。

まして本件では、日産自動車に彼らを働かせるに際し、多く

の派遣法違反を行っていた事情がありました。例えば、派遣労働者が派遣元と契約をする前に、派遣先で面接を受け、採否が決まる「事前面接」、派遣先が派遣労働者の「賃金を決定」していたこと、派遣法の契約期間上限(最長で3年)を防ぐために、派遣社員(期間社員)派遣社員と、派遣先の意向の元に労働者の就労形態を変えていく「地位のキャッチボール」等々

がその違法行為です。さらに、本件では、解雇(雇

止め・派遣契約解除)時において、日産自動車や日産車体には人員削減の必要性がなかったこと等の事情もありました。特に日産車体においては、黒字経営であり、期間工を大量雇い止めた翌月に、他社から同様の人員を入れている実態も存しました。

約5年間の地裁での法廷闘争では、日産側の違法・脱法行為の現状も次々と明らかになっていきました。

② しかし判決は、原告らの訴えをいづれも認めようとしませんでした。

まず、派遣労働者の契約解除の事案では、日産らの行為について、「事前面接」や「賃金決定」「地位のキャッチボール」の事実を認め、かつ、その一部につ



出版された「本」



いて違法であると認定しつつも、「派遣法の違反に過ぎないから問題ない」とか、「違法であつたとしても、日産に悪質な意図は存しない。むしろ、派遣労働者に雇用の機会を与えていたのだから労働者に不利益はない」との論法で、原告らの訴えを認めようとしませんでした。

また、期間社員(契約社員)の雇止め的事案では、期間社員の雇用継続の期待について、企業の受注量の変動に対応する限度での期待にすぎないから、企業(日産車体)が黒字であつても、内部留保金を大量に有しているも、雇止めをすることについて何ら問題はないとしました。

## 2 控訴審でのたたかい

原告らは今回の判決を不当とし、全員が控訴提起をしました。現在は東京高等裁判所でのたたかいにうつりました。弁護団も新たにメンバーを拡充し、さらに、多くの学者にも意見を求めながら、新たなステージでのさらなるたたかいに向けて準備しています。

今回の判決内容が仮に控訴審

でも維持されてしまえば、企業は労働者に対して、本件原告らのような不安定な働き方を今後もし強いてくるでしょう。労働者の雇用の不安定さが今以上に悪質になることは明らかです。

我々としては、今後もこのたたかいを続け、司法の現場での公正判決を求めていく次第です。

## 3 各地での不当判決の情勢と労働法制の改悪の動き

① 日産自動車の事案では労働者側全面敗訴となりましたが、同様に、全国各地の労働裁判の現場でも、労働者の訴えを否定する判決が相次いでいます。たとえば、本年6月、東京高裁がJAL(日本航空)の乗務員らの整理解雇事案について、労働者の訴えを全面的に退ける判決を下しました。また、本年3月、大阪高裁でも、ダイキン工業の派遣切り事件について、労働者の訴えを全面的に退ける判決がだされています。また、個別の労働裁判、労働審判の中でも、企業側の言い分を認める結果がいくつかでています。

② また、これらの裁判の判決

と連動するかのごとく、労働法規を改悪する政府内での動きも加速しています。

まず、労働者派遣法での、契約期間上限3年を撤廃する、「労働者派遣法『改正』案」が本通常国会に提出されています。世論の反対のため、本国会内では審議入りがなされないとの報道が出ていますが、秋口の臨時国会では再度審理され、強行採決の恐れもあります。

また、正社員について、「幹部候補」と企業が判断した労働者について、労働時間規制を撤廃する「残業代ゼロ案」制度作りが進められています。こちらの方は来年の通常国会で法案が提出されるのではないかとの報道が出ています。そのほか、解雇規制を緩和させるための「限定正社員」制度、「解雇の金銭解決」制度も検討されています。

③ 司法のみならず、立法や行政の場でも、労働者の権利を制限する動きが目立っています。

安倍政権は「企業が世界一活動しやすい国」をめざすと言いますが、その一方で、労働者に犠牲を強いています。あまりにも

不当です。

私は、個々の労働裁判、労働法制に関する政府の動き、全てが連動していると考えます。法廷闘争の現場で何とか勝ち抜くことが、政府の動きを止めることになるでしょうし、労働法制の改悪について世論の反対の声

が広がれば、個々の裁判結果にも影響は出てくると思います。本年7月10日、横浜地裁は、資生堂で働いていた労働者解雇の事案についての判決を下しました。この判決がよりよい結果となるよう、皆があらゆるステージで頑張っていければと思います。



26年3月25日 日産争議 横浜地裁で不当判決

# ねっ造されたサドルフェチ 県警、テレビ、スポーツ紙の責任を問う

弁護士 北 神 英 典



マスメディアが発達し、インターネットで個人も簡単に情報発信ができるようになった現在、ひとたび名誉を貶める情報が出世の中に流布されたら、名誉の回復は容易ではありません。特にハレンチな犯罪の容疑をかけられて警察に逮捕された人は、容疑の真偽を問わず、テレビや新聞で実名報道されたというだけで社会的に抹殺されてしまいます。

しかし、もし警察の発表が間違っていたら、逮捕された人は、一体どうやって名誉を回復すればいいのでしょうか。

そんなことを考えずにいられない事件が起きました。

Aさんは、自転車のサドルを3個盗んだという盗みの疑いで逮捕されました。Aさんの自宅

から多数のサドルが発見され、サドルの大半が女性用自転車のものとみられたことから、警察は、Aさんがサドルに性的な関心を持っているかのような報道発表をしました。さらに押収した200個のサドルを一カ所に並べ、報道機関に絵撮りさせるという大サービスをしました。

テレビの情報番組やスポーツ新聞は、Aさんの実名を挙げて「サドルフェチ」などと異常性癖者の犯罪であるかのように取り上げました。スポーツ新聞には、Aさんを異常性癖者と決めつける捜査員の談話も掲載されました。

しかし事実とは違っていました。Aさんは20年近く、精神障害を患っていました。サドルを盗んだきっかけは、Aさんにとつてたった一人の話し相手だった

日焼けサロンの店長と会えなくなったことでした。そのストレスから、サドルばかり盗み続けたAさんは、それまで犯罪歴は一件もない健全な市民でした。

逮捕された直後、Aさんは「人間関係のストレスで盗んだ」「革が好きだから盗んだ」と供述しました。しかしにおいをかいだりなめたりするために盗んだかのように、大幅に歪曲された供述が大々的に報道されました。

警察は逮捕直後からAさんが精神障害を負っていることを把握していました。逮捕当日、捜査員がAさんの障害者手帳を確認し、薬をもらうために精神科の病院への付添もしていました。しかし警察は、報道発表では、Aさんの精神障害のことを隠していました。精神障害があると

発表すれば、マスメディア各社がこの事件を報道しなくなってしまう恐れが大きかったからです。

マスメディアは、精神障害を持つ人が逮捕された事件では、多くの場合、匿名で報じるか、記事そのものがボツにされています。幻聴の症状もあったAさんは、精神障害のことも一緒に報道発表されていれば、記事にならず報道されずに済んだ可能性も十分ありました。

微罪だったこの事件、Aさんは、起訴猶予となり刑事上の処罰はまったくなくさなれまま終りました。

Aさんは、違法な警察発表とその報道で名誉を傷つけられたとして、神奈川県やテレビ局などを相手に裁判を起こしました。事件を大々的に取り上げてもらうためAさんの供述を歪曲して発表した警察の責任と、それを無批判・無検証に垂れ流して恥じないメディアの責任を問い直していきたいと考えています。

# 保土ヶ谷高校

## シックスクール裁判の報告

弁護士 高橋 由美



### 1 はじめに

2014年5月8日に横浜地裁第7民事部において、保土ヶ谷高校シックスクール裁判が結審しました。

この裁判は、県立保土ヶ谷高校において、2004年9月に発生した、屋上防水補修工事に使用された有機溶剤に伴う汚染事故（シックスクール事故）において、同校の美術教師だった原告が、被告県のシックスクール事故に対する対処の遅れから、長期間にわたって、人体に有害な揮発性有機化合物（VOC）に曝露し続け、その結果、シックビルディング症候群及び化学物質過敏症に罹患したこと責任を県に求めた裁判です。県は、保土ヶ谷高校の建物が

非常に老朽化しており、適切なクラック（コンクリートにできた亀裂）処理をしなければ、クラックに有機溶剤がしみ込んで、室内に放散して生徒や原告ら教師が有機溶剤に曝露することを知りながら、杜撰な工事を行い、その工事中に既に臭気の影響が出ていたにもかかわらず、健康被害を防止するための有効な手段を何ら取りませんでした。このため、原告ら教師や生徒たちは、約7か月という長期間、いたずらに大量の揮発性有機化合物に曝露するという異常な状況におかれました。

2010年、原告は、県の責任を追及するため、本件訴訟に及びました。2014年9月に3年以上にわたる裁判の結果が出るようになっていきます。

### 2 被告県の責任

子供たちが一日の大半を過ごす学び舎の安全確保は、県の最低限度の責務です。ところが、本件においては、神奈川県は、工事中から異常な臭気に気づいた原告が、いくら異臭の原因を特定して抜本的な解決をするように求めても、原告と同僚の教師らの声に耳を傾けませんでした。むしろ、県は、原告らの訴えをはぐらかし、天井裏の臭気を確認した後も「臭気は窓から入っている」「そんなに教室内の臭気はひどくない。」などと主張し、教室内の揮発性有機化合物の濃度測定もなかなか行いませんでした。

更に、やっと濃度測定を行った後も、「（数値が高すぎて）こ

の数値を出すと、数値が独り歩きする」などという理由で、数か月もこれを公表しませんでした。そして、原告が何度も訴えたにも関わらず、教職員や生徒らの健康調査も行わず、やっと健康調査が行われたのは、事故から7か月も経過した後でした。

更にこの健康調査において、原告は体調不良を訴えていたにも関わらず、原告の叫びは無視されてしまい、原告は、自らが揮発性有機化合物曝露によって、健康被害を受けたことを知らずにいたのです。

本件事故当時、既に、本件事故と同様のシックスクール事故が、マスコミに取り上げられていました。

更に、本件工事の指揮にあたった県の担当者は、建築のプロの技官でした。とすれば、当時の保土ヶ谷高校の老朽化を鑑みると、県が、老朽化した校舎にいくつものクラックが存在し、クラックの適切な処理を行わずに、単に安価な工事を行ってしまうと、クラックから有機溶剤がしみ込み、屋上からクラックを通して教室内に流れこ



んで、揮発性有機化合物が放散する恐れが高いという事実を予見できたことは当然といわねばなりません。そして、工事途中から既に臭気が室内に漏れていたことを考えれば、工事中から、既に本件事故は予見されており、神奈川県は、教職員や生徒の安全を確保した上で、適切なクラック処理をして工事を行う義務があったと考えられます。

更に、遅くとも、工事が終了

しても一向に臭気が収まらなかった時点で、揮発性有機化合物の濃度を細かく測定してその原因を特定し、工事やり直しなど抜本的な解決をして、教職員や生徒らの健康を守る義務がありました。

ところが、神奈川県は、上記のような責任逃れに終始して、抜本的な解決策を講じようとせず、本件では大きな健康被害が生ずることとなったのです。

### 3 本裁判の影響

平成25年4月現在、神奈川県では、公立高校のうち、大規模な耐震補強を必要とする学校が16校・36棟、小規模な耐震補強を必要とする学校は、19校・24棟でした。保土ヶ谷高校も、壁には大きくクラックが入り、雨漏りがひどい学校でしたが、保土ヶ谷高校と同程度、老朽化している公立高校が非常に多いことがわかっています。

本件で、もし、被告県の責任が追及されないとすれば、今後、同様の事故が起こる可能性が高く、神奈川県は、保土ヶ谷高校の事故において何らの教訓も得ず、原告や多数の生徒たちの健康被害が全くの無駄になってしまします。

判決において、被告神奈川県が責任が追及され、二度と同様の事故が起こって生徒や教職員の健康被害が出ないようにすることを強く願っています。

## 鎌倉自動車学校での労働争議

弁護士 清水 俊



① 大船にある鎌倉自動車学校では、組合員数7名の小さな組合と「平成会」という多数派を占める大きな組合対抗組織が存在します。平成会とは、現社長就任以降に入社した人間を集めた組合対抗組織です。

この鎌倉自動車学校では、組

合に対する攻撃や平成会との差別的待遇が続いており、現在、二つの不当労働行為救済申立事件が神奈川県労働委員会にかかっています。

② 一つは、組合歴が上から2番目に長い指導員(Aさん)が、他の指導員に対するパワハラの

疑いで、校長に呼び出され、密室の中で苛烈な退職強要を受け、休職せざるを得ないほど精神的に追い詰められてしまっただ。その後、体調が回復してもなかなか復職させてもらえず、解決のための団体交渉も、あと少して調印というところまで来

ていたにもかかわらず、それまでほとんど団交の場に現れなかった現社長の、「働いていないやつになんで金を払わなきゃいけないんだ」という元も子もない一言で破断になったという事件です(「第1事件」)。

平成24年10月に起こしたこの

第1事件も昨年に審問(尋問)を迎え、いよいよ終盤というときに、会社側代理人が顧問弁護士としてセクハラ・パワハラ相談窓口を名乗り始め、セクハラ・パワハラアンケートを従業員全員に送付したのです。時期的に考えれば、平成会のメンバーを動員し、審問前にAさんに不利になるような証拠集めを画策していると思われるを得ませんでした。

③ そんなときに弁護団の誰もが全く予期していなかった出来事が舞い込んできました。ある女性指導員(「Bさん」)が、平成会内で「助さん格さん」の一人との呼び声高い人物からセクハラや嫌がらせを受け、一時、会社に行けなくなってしまうというのです。

しかも、セクハラ窓口のはずの顧問弁護士は、加害者が平成会の人間だと知ると、Bさんから直接の聴き取りもしないまま、「当事者間の問題」だとして、会社として対応しないことを決め、何の対策もせずに事件を放置していました。

組合員ではなかったBさん

は、どうしたらいいのかわからず、仲の良かった組合の人間に相談していました。ただ、Bさんは入社面接時に社長から「組合の人間はとんでもねえやつらだ」などと言われ、あからさまに組合を嫌悪する態度を目の当たりにしていました。そのため、社長や平成会からさらなる嫌がらせを受けるのではないかとという恐怖で、表立って組合に協力を求めることはできず、いつそ退職してしまおうかとも考えました。しかし、このままセクハラの実事をうやむやにされることにどうしても納得ができなかったため、夫の陳述書を第一事件に提出するという形で間接的にセクハラの実事を公にすることを決意したのです。Bさんはこのことによって会社が動いてくれるものと信じていました。

④ その陳述書は第一事件に大きな衝撃を与えました。加害者とされる者が組合員か平成会の人間かで会社の対応が全く違うことが明らかになったからです。ただ、Bさんの想いとは裏腹に、平成会のメンバーから無視されるなどの嫌がらせを受ける

ようになり、Bさんを取り巻く職場環境はより一層厳しいものとなってしまい、会社もそれを知りながら放置し続けました。

Bさんは最後まで迷いましたが、会社は何もしてくれないと思い、昨年末、組合に加入することを決意したのです。

⑤ その後、会社は、セクハラ問題の事実説明・解決を求める団体交渉の場で、会社はBさんやその夫の陳述書は組合のでっちあげ、真つ赤なうそであるため調査の必要性はないと言い張り、実質的な議論ができませんでした。

そのため、組合、Bさんは、不誠実な団交態度などを理由に不当労働行為救済申立をしたのです(「第2事件」)。

⑥ 第1事件、第2事件からわかることは、一方で組合の人間がパワハラをしたと疑って苛烈な退職強要をしながら、他方で平成会の人間がセクハラを疑われても、その事実をなきものにし、有利に取扱うといったあからさな差別待遇が行われているという実態です。

これでは労働者が互いに協力

し合って業務を遂行できず、ひいては利用者、教習生の利益も害する事態になりかねません。鎌倉自動車学校で起きている組合攻撃の実態を少しでも多くの人に知ってもらい、職場をよりよく変えていく力にしたいと考え、今回のニュースの題材としました。これからも応援よろしく願います。



# 神奈川フィルハーモニー

## 管弦楽団不当解雇事件

弁護士 石崎 明 人



### 1 ここまでの経緯

平成24年4月12日、神奈川フィルハーモニー管弦楽団（以下「楽団」）に所属する2人のコントラバス奏者が解雇された。地位確認と賃金仮払を求めた横浜地裁への仮処分申立は却下され、東京高裁への抗告も棄却された。

事件の実質を無視した不当な決定であり、我々は県労委へ不当労働行為救済申立するとともに横浜地裁に本訴を提起した。

### 2 解雇理由について

楽団は解雇理由として、演奏技術が著しく低く指揮者から指摘を受けている、態度が極めて悪い、楽団の呼び出しや始末書の提出等に応じない、といった理由を挙げ、更に2人がそれぞれ

れ過去に問題となる行動を起こした、としている。

しかし両者とも30年以上もコントラバス奏者を務めるベテランであり、演奏技術云々自体がでたらめであることは勿論、その他の解雇理由もいずれも事実無根か事実を不当に歪めるものである。

そもそも、プロの演奏技術に難癖をつけ解雇すること自体音楽業界の常識に反する。大体、指揮者と奏者は上下関係にならない。いわばただの同僚にすぎず、奏者の演奏技術を査定できる立場にない。

### 3 不当労働行為がその本質であること

では、何のための解雇なのかというと、労働組合潰しである。神奈川フィルには元々労働組

合（以下「ユニオン」）があったが、平成21年7月に新たに別組合（以下「分会」）が結成・公然化され、2つの労働組合が併存する。2人は「分会」の副委員長と執行委員である。楽団は、御しやすい多数組合ユニオンとばかり交渉し、分会とはまともに交渉しようともせず、いくつもの重要な労働条件変更や就業規則改訂をユニオンとの合意だけで強行した。

こうした状況から、分会と楽団の団交の正常化に向け、2度にわたり県労委のあっせん手続が行われ、以降、分会と楽団は、双方3名ずつ折衝担当者で団交を行うこととなった。その3ヶ月後、分会の折衝担当者3名のうち2名の解雇が付議された。それが今回解雇された2人である（もう1名の担当者は楽団員

ではない（上部団体）ので解雇しようがない）。

### 4 県労委で露呈する不当労働行為

およそ1年にわたる県労委の審問では、多くの新たな証拠が提出された。

その1つが楽団の評議員会議事録である。理事・評議員の生々しい発言が明らかになった。評議員会では、分会は現実的でない法律により出来たもので、正しい組合はユニオンである、というやり取りがされ、理事長は分会を「協力的なユニオン執行部の対抗勢力」とし、「楽団の存続をかける意味からの対応をしなければならず、近々これに係る具体化を進める」とまで述べていた。

「音楽的責任者からの指摘が



あれば解雇できる」と就業規則の改訂がされたのは、その発言の1週間後のことである。

これが「正しくない組合」に対する「楽団の存続をかける対応の具体化」であることは明らかである。

就業規則が改訂されるや、翌

月には6名の楽団員に「指揮者からの指摘」を理由として休演命令が出た。今回解雇された2人も含み、6名全て分会員である。6〜70名ほどいる楽団員のうち、分会員はわずか12名、その半数に休演命令、という露骨な組合攻撃である。

後に、この6名の中で唯一「反省をした」と評価され同命令が解除された者がいる。分会を脱退した者である。

## 5 県労委の命令と横浜地裁での本訴

県労委の審問は結審し、命令

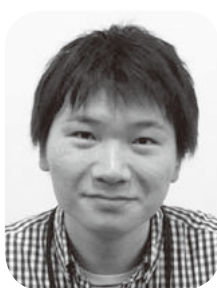
を待つとともに、本訴が横浜地裁で係属中である。顛末はオーケストラ界で注目されている。楽団の暴挙が許されてしまうと、業界に残してはならない悪しき先例を作ることとなる。

(本稿執筆日26・7月)

# 首都圏建設アスベスト訴訟

## 横浜地裁第2陣提訴

弁護士 鈴木 啓 示



### 1 はじめに

アスベスト(石綿)は、これを吸引すると肺がん・中皮腫などのガンを引き起こすいわゆる発ガン性物質であり、現在では法律によって製造等が禁止されています。しかし、戦後、高度経済成長とともに、石綿の輸入は伸び続け、そのうち7割は建材として使用されてきました。多くの建設労働者は、その作業中に石綿建材に曝露し、その結

果として肺がん等に罹患し労災認定を受けてきました。建設労働者は、石綿の有害性について知らされないままに放置されたのであり、この状態を放置した国と建材メーカーの責任が問われています。

### 2 第1陣

2008年、建設現場でアスベスト(石綿)を吸い込み、肺がんなどを発症した神奈川県建設労働者やその遺族が、国と

建材メーカー44者に総額約29億円の損害賠償を求めた集団訴訟を提起しました。

原告らは、国は、原告らの石綿関連疾患利何による損害を防止すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った(規制権限の不行使)こと、メーカーは、共同して石綿の危険性に関する警告義務、石綿不使用義務に違反し、石綿含有建材を販売・流通させるといふ侵害行為を行ったとして、損害賠償を請求

しました。しかし、2012年5月、横浜地裁は、原告側の請求を全面的に棄却する不当判決を言い渡しました。

私たちは、これは被害実態を受け止めていない不当な判決であるとして控訴し、現在東京高裁での審理が続いています。

他方で、東京地裁では、横浜地裁判決後に、国の責任を一部認めた判決が出され、こちらも現在東京高裁へ控訴・審理されています。

その他、同様の訴訟が全国各地で起こされています。

### 3 第2陣提訴へ

東京高裁や全国で、一進一退の攻防が繰り返られる中、さらなる被害者の救済や、世論を高めていくため、2014年5

# 秘密保護法対策弁護団 は闘い続けます！

弁護士 海 渡 双 葉



月15日、横浜地裁に第2陣訴訟の提起を行いました。弁護団の事務局長は当事務所の田井勝弁

護士が務め、私を含め多くの若手弁護士が弁護団に加わりました。この訴訟では、国の責任を

一部認めた東京地裁判決を越えて、メーカーの責任や一人親方・零細事業主に対する責任を勝ち

取れるよう弁護団・原告団・支援者が一体となって頑張っています。

横浜での司法修習を終えて、

今年1月に横浜合同法律事務所に入所した海渡双葉（かいどふたば）と申します。3月に秘密保護法対策弁護団を結成しましたので、弁護団事務局の一員として、同法の廃止と弾圧阻止のための活動について報告させていただきます。

## 1 秘密保護法対策弁護団とは何か

対策弁護団の目的は、第一に、秘密保護法が現実に行われて検挙される人が出る前に、あらかじめ弁護団を組織して準備しておき、同法の犠牲者が生まれた時に効果的な弁護を提供できるようにしておくことです。これにより、恣意的な検挙をさせない土壌作りもする狙いもあります。第二に、研究会・勉強会を通じて同法の問題点を明らかにし、秘密保護法廃止運動を市民と共に担うことです。

## 2 なぜ弁護団が結成されたか

私が修習生のとき、衆議院で秘密保護法案が强行採決され、参議院で廃案か継続審議にするために連日のように国会に通いました。特別委員会の審議を傍聴し、院内集会や記者会見を手伝い、デモで声を上げるなど、怒涛のような日々でした。運動が波のように広がり、熱を持っていく様子を見て、強く感銘を受けました。

昨年12月6日、秘密保護法が成立してしまいました。市民の間で、法律廃止運動が始めるのだという機運が高まっているのも肌身で感じました。全国での集会や学習会も広がり続けていました。これからの秘密保護法との闘いに向けて、弁護士と



秘密保護法対策弁護団の結成式の様子

## 3 活動報告など

して何ができるかを考えたとき、対策弁護団を組織することが必要であると感じました。

今年3月12日に、弁護士330名の体制で、秘密保護法弁護

団が結成されました。結成式には、弁護士だけでなく、議員、市民、ジャーナリストなども参加し、会場は満席となりました。廃止運動を中心的に率いる「秘密保護法廃止へ！実行委員会」や、日弁連の秘密保護法対策本部からも挨拶していただき、連携して廃止運動を担っていくことが確認されました。また、結成記念講演として、刑事法学者の村井俊邦氏と、弁護士で元検察官の落合洋司氏から、秘密保護法の刑事法上の問題点について、ご講演いただきました。

5月上旬には、対策弁護団の国際部会のメンバーが中心となり、米元政府高官で、法案段階から秘密保護法を批判していたモートン・ハルペリン氏を招聘して、国際シンポジウムを開催しました。秘密保護法が国際的な基準であるツワネ原則に反していることを明らかにできたものと思います。延べ900名もの参加があり、特にハルペリン氏と西山太吉氏との対談は圧巻でした。

5月下旬には、議員団の海外調査報告書を検討し、政府の秘

密指定を監視する国会機関について議論する院内集会を開催しました。

この原稿を書いている6月現在では、野党からの廃止法案の提出に向けて、更に廃止署名を集めること（6月4日時点で署名総数は44万筆を超えています）と議員への働きかけに注力しています。

6月中旬には、秘密保護法は国連の自由権規約違反であるという緊急院内集会を予定しており、国連の「表現の自由」特別報告者ラルー氏のビデオレターも流す予定です。（詳しくは対策弁護団<http://noinituhog.exblog.jp/>をご覧ください。）

また、個人レベルでは、秘密保護法学習会の講師を引き受けたり、ジャーナリストや地元の秘密保護法に反対する市民団体と交流して連携を深めたりしています。

#### 4 最後に

日弁連と横浜弁護士会では、秘密保護法の廃止を求める署名を集めています。このニュース

に用紙を同封しておきましたので、ご協力お願い致します。

情報は誰のものか。私たち市民のものです。

秘密保護法により、政府は都

合の悪い真実を隠し、私たちの知る権利を奪い、民主主義を脅かします。同法の廃止と弾圧阻止のために、共に闘い続けましょう！



26年4月9日 特定秘密保護法、集団的自衛権に反対する駅頭宣伝行動  
(清水・鈴木両弁護士、日本大通りにて)